令和2年11月26日(木曜日)

議事日程第1号

令和2年11月26日(木曜日)午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第71号 八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制 定について
- 第 5 議案第72号 八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の 一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第73号 八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の 一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第74号 八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部 を改正する条例制定について
- 第 8 議案第75号 八峰町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例制定について
- 第 9 議案第76号 物品の取得について

出席議員(12人)

2番 山 本 優 人 1番 水 木 壽 保 3番 奈 良 聡 子 嗣 4番 腰山 良悦 5番 須 藤 正 人 6番 芹 田 正 7番 見 上 政 子 8番 菊 地 薫 9番 笠 吉 節 原 芦崎 12番 門 脇 10番 達美 11番 皆 川 鉄 也 直樹

欠席議員(0人)

説明のため出席した者

町 長 森田新一郎 副 町 長 日 沼 一 之

教 育 長 川 尻 茂 樹 総務課長和平勇人 税務会計課長 今 井 利 宏 企画財政課長 高 杉泰 治 教育次長 福祉保健課長 堀 江 広 智 山本節 雄 産業振興課長 孝 成 田 拓 也 農林振興課長 浅 田善善 建設課長 石嶋 勝比古 農業委員会事務局長 工藤善 美 生涯学習課長 望 学校給食センター所長 村高 夫 山本 田 あきた白神体験センター所長 山内 章 新型コロナウイルス対策室長 石 上 義 久

議会事務局職員出席者

議会事務局長 佐々木 高 書 記 船 山 厚 子

午前10時00分 開 会

○議長(門脇直樹君) おはようございます。

これより令和2年第1回八峰町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、6番芹田正嗣君、7番 見上政子さん、8番菊地 薫君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日 限りと決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので朗読は省略させていた だきます。

森田町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せて報告願います。森田町長。

○町長(森田新一郎君) おはようございます。

本日、令和2年第1回八峰町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には 大変お忙しい中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

開会に当たり、本臨時会を招集した経緯についてご説明いたします。

秋田県人事委員会は、10月22日、県職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を0.05カ月引き下げるよう、知事及び県議会議長に勧告いたしました。当町でもこの勧告の趣旨を尊重し、勧告内容に準じて、一般職及び特別職の職員並びに町議会議員の期末手当について、同様の改定を行うことといたしました。本臨時会は、今回の改定内容が「引き下げ」であることから、「不利益不遡及の原則」に則り、期末手当の支給基準日である12月1日より前に関係条例の改正を行う必要があることから招集したものであります。

また、令和2年9月定例会においてご承認いただきました、国のGIGAスクール構想の実現に向けた児童生徒用タブレット端末の取得に係る契約議案を併せて提案しております。

それでは、今議会に提案している議案についてご説明いたします。

議案第71号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、一般職の期末手当の支給割合を0.05カ月減額する改定をしようとするものであります。

議案第72号、八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を 改正する条例制定については、一般職と同様に、特別職の期末手当の支給割合を0.05カ 月減額する改定をしようとするものであります。

議案第73号、八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を 改正する条例制定については、一般職と同様に、教育長の期末手当の支給割合を0.05カ 月減額する改定をしようとするものであります。

議案第74号、八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定については、一般職と同様に、町議会議員の期末手当の支給割合を0.05カ 月減額する改定をしようとするものであります。

議案第75号、八峰町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を、一般職の改定内容にかかわらず従前の支給割合に読み替えるものであります。

議案第76号、物品の取得については、小中学校学習者用コンピュータ購入契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

以上、今議会臨時会の議案は6件であります。

詳細については各議案提案の際に説明させますので、よろしくご審議の上、適切なご 決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(門脇直樹君) 日程第4、議案第71号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例 の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長(和平勇人君) 議案第71号についてご説明いたします。

議案第71号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年11月26日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由です。秋田県職員の給与に対する秋田県人事委員会の意見に鑑み、条例改正 するものでございます。

次のページをご覧ください。

条例の改正文でございます。

秋田県人事委員会は、10月22日、県職員の期末手当及び勤勉手当の年間総支給割合を 0.05カ月引き下げるよう勧告しました。本町ではこれまでも、秋田県人事委員会の意見 を尊重して勧告内容に準じた改正を行っております。具体的には、正職員は期末手当の 年間支給割合が「2.5カ月」から「2.45カ月」に、再任用職員は「1.4カ月」から「1.35 カ月」にそれぞれ引き下げられることになります。

支給額の調整方法につきましては、令和2年度においては、6月支給分が改正前の支給割合で支給済みであるため、不利益不遡及の原則に則り、12月支給分で引き下げ分の全額を調整しようとするものでございます。このことを規定したものが第1条でございまして、附則において、公布の日から施行するとしております。

令和3年度以降は、期末手当の支給割合を6月及び12月支給分で、それぞれ0.025カ月引き下げる改正をしようとするものでございます。このことを規定したものが第2条でございまして、附則のただし書きにおいて、施行日を令和3年4月1日としております。

提出しております新旧対照表は、今ご説明しましたとおり、第1条と第2条の施行日

が違うことからそれぞれ作成しておりますのでご確認願います。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいた します。

- ○議長(門脇直樹君) これより議案第71号について質疑を行います。質疑ありませんか。 7番見上政子さん。
- ○7番(見上政子さん) 町長と、それから事務方の課長にお尋ねをいたします。

まず県の人事院勧告を尊重するとありますけれども、私は改めてこのことについて伺ったことはないんですけれども、これは尊重するのであって強制ではないですよね。ですから、これに従わなくてもいいっていうことにも考えられるんですけれども、今改めて町長に人事院勧告に必ず従わなければならないのかどうなのかっていうことについて伺います。

それと課長の方には、20代、30代、40代、まあ子育てと学業に専念している職員の方々に対するどのくらいの影響あるのか知りたいと思いますので、どのくらいの減額になるのか教えてもらいたいと思います。

- ○議長(門脇直樹君) ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。森田町長。
- ○町長(森田新一郎君) まず人事院勧告に関してですけれども、これは尊重というふう な話をした限りにおいて、義務ではありません。今、見上議員がご質問なられた部分、 じゃあ自由にやってもいいのかという場合は、今回の場合は引き下げですけれども、これを引き上げた場合、いわゆる人事院勧告で引き上げた場合も今のようなご質問が出る かどうかそれは分かりませんけれども、私は尊重するという立場でいきたいと思ってます。
- ○議長(門脇直樹君) 和平総務課長。
- ○総務課長(和平勇人君) ご質問の影響額についてでありますが、ただいま試算の段階では、一般職の職員で総額で168万円、手当において減額となるというふうに見込んでおります。
- ○議長(門脇直樹君) ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。
- ○7番(見上政子さん) 全体の減額は分かりましたけれども、年代別に試算するのが大変であったら、まあ入って何年目くらい、25、6歳の人たちはどのくらいの減額になるのか、その辺のところ出てきませんか。
- ○議長(門脇直樹君) 分かる。和平総務課長。

- ○総務課長(和平勇人君) 先ほどお答えしました総額につきましては、当然個人の計算 の積み上げでございますが、現在では各職員について個々にどれだけの影響があるか、 年代ごとの分析などはしておりませんので、手持ち資料が今ない状態でございます。
- ○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。
- ○7番(見上政子さん) これを提示するんだったら、年代的にどのくらいの職員の人たちに影響出るのか、それは当然提出するべきだと思います。私もこういうものが出ればいつも年代的にどうなのかっていうことで答弁もらってますけれども、こういう時には必ず年代的にどういう影響が出てくるのかっていうのを提示してもらいたいと思います。
- ○議長(門脇直樹君) 当局の答弁を求めます。和平総務課長。
- ○総務課長(和平勇人君) 見上議員のご要望にお応えできるように、資料の作成を、12 月定例会の際に関連の補正予算についてご提案する予定でございますので、その時に資料提出をさせていただきたいと思います。
- ○議長(門脇直樹君) 総務課長、できれば減額だけでなく増額の時も調べることができ たら調べてください。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(門脇直樹君) ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。 これより討論を行います。討論ありませんか。 7番見上政子さん。
- ○7番(見上政子さん) 県の人事院勧告ということで必ずしもこれに従わなくともいい、 尊重するものであるということであるならば、私は反対をいたします。

このコロナ期の中で、地方公務員というのは本当に多大な労働の負担があったのではないかと思います。この点は評価しなければならないと思います。国会で今討論の中で、世界的にこのコロナ期の中で賃金が下がってるのは日本だけだそうです。このコロナ期の中でやはり賃金を上げて内需を拡大させる、こういうことが必要だと思います。まして20代、30代、40代の方々は、子育て中、それから学生を抱えた年代だと思います。そして地域の中でも購買力もある、公務員が内需を上げる、こういう社会貢献をしてもらうためにも、この政策には私は反対をいたします。

- ○議長(門脇直樹君) ほかに討論ありませんか。11番皆川鉄也君。
- ○11番(皆川鉄也君) 私は、この原案に賛成をする立場で討論したいと思います。 まず人事委員会の関係でございますけども、ご案内のように本町には人事委員会がな

いわけでありまして、今までずっと県の人事委員会に準じてそれぞれ給与改定をしたというぐあいに認識をいたしております。したがいまして、この後もいろいろな形で増減も含め人事院勧告はなされるだろうと思いますが、それは国もそうだと思うんですが、社会情勢なり経済情勢をしっかりと見極めた上で人事院が勧告をいたしてるものでありまして、これを尊重しなければどこに給料の基準を置くのかというような大変不透明な形が想像されます。したがって、人事委員会を持たない我々町村にとっては、県の人事委員会の勧告を尊重するというのが基本的な考えだと思いますので、私はこれに賛成をいたします。

○議長(門脇直樹君) ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。 これより議案第71号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(門脇直樹君) 起立多数です。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第72号、八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長(和平勇人君) 議案第72号についてご説明いたします。

議案第72号、八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を 改正する条例制定について。

八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 を別紙のとおり制定する。

令和2年11月26日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由です。町長及び副町長の期末手当の額を改定する必要があるため、条例改正 するものでございます。

次のページをご覧ください。

条例の改正文でございます。

議案第71号でご説明しましたとおり、一般職の職員の期末手当について年間支給割合を0.05カ月引き下げることから、町長及び副町長につきましても同様の改正を行おうとするものでございます。

支給額の調整方法につきましても一般職の職員と同様の方法によることとし、第1条で令和2年度分を、第2条で令和3年度以降の支給割合を規定しております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいた します。

○議長(門脇直樹君) これより議案第72号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第72号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は原案のとおり可 決されました。

日程第6、議案第73号、八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長(和平勇人君) 議案第73号についてご説明いたします。

八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例 制定について。

八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年11月26日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由でございます。教育長の期末手当の額を改定する必要があるため、条例改正 するものでございます。 次のページをご覧ください。

条例の改正文でございます。

議案第71号でご説明しましたとおり、一般職の職員の期末手当について年間支給割合を0.05カ月引き下げることから、教育長につきましても同様の改正を行おうとするものでございます。

支給額の調整方法につきましても一般職の職員と同様の方法によることとし、第1条で令和2年度分を、第2条で令和3年度以降の支給割合を規定しております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいた します。

- ○議長(門脇直樹君) これより議案第73号について質疑を行います。質疑ありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(門脇直樹君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第73号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は原案のとおり可 決されました。

日程第7、議案第74号、八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長(和平勇人君) 議案第74号についてご説明いたします。

議案第74号、八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正 する条例制定について。

八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別 紙のとおり制定する。

令和2年11月26日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由でございます。町議会議員の期末手当の額を改定する必要があるため、条例 改正するものでございます。

次のページをご覧ください。

条例の改正文でございます。

議案第71号、第72号及び第73号でご説明しましたとおり、一般職職員及び町三役の期末手当について年間支給割合を0.05カ月引き下げることから、八峰町議会の議員の皆様につきましても同様の改正を行おうとするものでございます。

支給額の調整方法につきましても一般職の職員等と同様の方法によることとし、第1 条で令和2年度分を、第2条で令和3年度以降の支給割合を規定しております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいた します。

○議長(門脇直樹君) これより議案第74号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第74号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は原案のとおり可 決されました。

日程第8、議案第75号、八峰町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長(和平勇人君) 議案第75号についてご説明いたします。

議案第75号、八峰町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正 する条例制定について。

八峰町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別 紙のとおり制定する。 令和2年11月26日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由です。八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するため、当該 条例を改正するものでございます。

次のページをご覧ください。

条例の改正附則でございます。

会計年度任用職員の期末手当につきましては、一般職職員の支給割合に準じて支給するよう定めておりますが、会計年度任用職員はその名のとおり原則として会計年度限りで雇用される職員であり、年度途中の雇用条件の変更は制度の趣旨になじまないことから、附則において、令和2年度の期末手当の支給割合を従前の支給割合のまま据え置くこととするものでございます。したがって、会計年度任用職員においては、今回の期末手当の支給割合の改正内容を令和3年度から適用することとなります。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいた します。

○議長(門脇直樹君) これより議案第75号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第75号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は原案のとおり可 決されました。

日程第9、議案第76号、物品の取得についてを議題とします。

当局の説明を求めます。山本教育次長。

○教育次長(山本節雄君) 議案第76号についてご説明いたします。

議案第76号、物品の取得について。

八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定

により、下記のとおり議会の議決を求める。

記

- 1. 契約の目的 小中学校タブレット端末
- 2. 契約 金額 金552万3,650円
- 3. 契約の相手方 住 所 秋田県能代市豊祥岱1-43

商号又は名称 東光コンピュータ・サービス株式会社

能代営業所

代表者名所長菅原鶏二

4. 支 出 項 目 令和2年度八峰町一般会計

10款 教育費

1項 教育総務費

3目 教育助成費

令和2年11月26日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案の理由です。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する 条例第3条の規定により、予定価格が700万円以上の動産に係る契約でありますので、議 会の議決を要するためです。

どうぞご審議のほどお願いいたします。

- ○議長(門脇直樹君) これより議案第76号について質疑を行います。質疑ありませんか。 7番見上政子さん。
- ○7番(見上政子さん) 何点か質問します。

まず小学校、中学校それぞれ何台ずつ、どのくらいの単価で購入するのか、契約するのか。

それとですね、私も一般質問しましたけれども、どのような使い方を想定しているのか。例えばコロナ禍のこういう状態が悪化した場合に、タブレットを家庭で利用することも考えているのか。そういう場合、配線がどうなるのかということを質問しましたけれども、改めて個々のタブレットの使い方が、学校が休業になった場合、どういうふうに考えているのかっていうことをお聞きします。

それと、維持管理にどのくらいお金がかかるのか。耐用年数、それとアフターケア、 そういうものにもこれから経費としてかかるのか。そんなに長くもたないと思うんです けれども、その後の購入っていうことも、あとはもう各市町村の購入になってくると思いますので、その辺の長期的な展望をどのように考えてますか。お願いします。

- ○議長(門脇直樹君) ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。山本教育次長。
- ○教育次長(山本節雄君) 見上さんの質問にお答えいたします。

前段の台数及び単価について説明いたします。

台数につきましては、トータル121台です。学校別でいきますと、八森小に31台、峰浜小に34台、八峰中に56台、計121台の予定としております。

単価につきましては、税抜きで1台当たり3万6,900円ほどの金額です。 以上です。

- ○議長(門脇直樹君) 川尻教育長。
- ○教育長(川尻茂樹君) それでは、使い方等について私の方から回答させていただきます。

実は先日、県の教育長会がありまして、その際も、今、各、県内もGIGAスクール構想によって1人1台端末整備されるということで、どのように活用するかっていうことでとを話し合っております。その際は、八峰町が先進的なところですのでっていうことで振られたわけですけども、基本的に八峰町では授業における活用を推進してきました。今もそのいろんな教科でタブレット端末を活用しています。それをこれからもこう、1人1台になりますので、さらに広めたいと思っております。

それから、家庭での活用についてですが、先般質問いただいたとおり、家庭での通信環境とか等々問題あるのではないかというふうな話ありましたけども、その懸念、そのほかにも例えば壊れたらどうするかとか、それから不正使用したらどうするかとか、しないようにするためにどうするかとか、様々な家庭での活用については問題が出来上がってきますので、今後そういったことに対する決まり等について考えていきたいと思っております。

- ○7番(見上政子さん) 維持管理。
- ○教育長(川尻茂樹君) 維持管理につきましては、一応タブレットの保管庫を別に購入 してそれを管理しておりますが、管理に関しては各校に配置している I C T 支援員が対 応してくれることになっております。

今後の長期的見込みなんですが、これについては明言するのはちょっと難しいかと思

うんですけども、以前NTTの方に話したところ、大体5年からせいぜい10年くらいしかもたないだろうっていうことですので、その後どうなるかとなると、たぶんその後なると個人持ちになるのではないかというふうなことを話してました。例えばノート、鉛筆に次ぐ学習用品としてのタブレット端末とかという形になるのではないかというふうなことであります。

まあ今後、令和5年に今整備しているNTTでリースしてるものが期限切れますので、 その後に対しては、たぶんまた皆さんにお願いして、購入、リース等お願いすることに なるかもしれませんが、その後さらにとなると、そういった個人購入の方向に行くので はないかというふうなことで、これは今は断定できませんが、そういった方向になって るということです。

以上です。

- ○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。
- ○7番(見上政子さん) 耐用年数が短いというのは、ちょっとやっぱりちょっとびっくりしました。大変なんだなと思います。

今、教育長の答弁の中に、まあ維持管理費、これ買うだけではないと思うんですよね、やっぱり。年間どのくらいのそのほかにかかるものがあるのかどうなのか。ないのかどうなのか。その点と、それから、今、コロナ禍がこれからどうなるか。Go To キャンペーンでもう蔓延してる可能性もあるっていうことで、もしここの学校にも感染者が出た場合、タブレットの使用とかそういうことは考えないっていうことなのですね。その辺の確認をちょっとお願いします。

- ○議長(門脇直樹君) 当局の答弁を求めます。川尻教育長。
- ○教育長(川尻茂樹君) 今それこそ懸念されておるのが、コロナ禍において、今後、例 えば3月とか4月のように長期的な学校休業措置がなされるかというふうなことですが、 そうなった際には、やはり家庭での活用というのは考えなければいけないと思ってます。 そのために、活用に関する決まり等についてこれから検討していきたいというふうなこ とです。
- ○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。2番山本優人君。
- ○2番(山本優人君) 今、教育長の答弁でちょっと確認というか、まあこれからのことなんですがね、今は、まあ全生徒に対してのタブレットの提供ができるようになった。 今後ですね町内で出生者というのは、まず20人弱ぐらいしかいないわけですよね、毎年。

だとするとですね、まあ早期に、今の全員には渡っている状況の中で、個々にもう管理を任せるようなスタイルにして個人所有にするべき方向に行った方がいいんじゃないかなと。で、毎年出生するに20人に対しては、まあランドセル、町でくれてますけども、ああいうふうな形で町がそのタブレットを個人に対して、まあランドセル並みに与えるというふうなスタイルにした方が、より使い勝手がよいのではないかなというふうに思いますので、今後そういうふうな形で考えていってもらいたいなということと、ひとつ疑問がありましてですね、契約金額550万円なのに、何でこの700万円以上の、以下のこれ提案になったのか、ちょっと腑に落ちないんですが、ここの理由説明してください。

(「予定価格だいば」と呼ぶ者あり)

- ○議長(門脇直樹君) ただいまの2番議員の質問に対し、答弁を求めます。川尻教育長。
- ○教育長(川尻茂樹君) 山本議員の質問にお答えします。

先ほど話したとおり、ゆくゆくは個人所有になるのではないかっていう話をしましたけども、議員のおっしゃるとおりランドセルのような形で支給できればいいというふうには思ってます。ただ、現在購入したもの、それからまだリースがあるものありますので、それは、今のお話については先々の話っていうことで考えていきたいと思います。

- ○議長(門脇直樹君) 山本教育次長。
- ○教育次長(山本節雄君) 山本議員の予定価格と実際購入額の違いについてのご質問で ございますが、予定価格の際には、参考としまして現在の委託しております業者及びリー スの契約してます業者の方から参考見積もりをいただきまして、それの中間をとった形 の金額で予定価格を定めました。で、先ほどお話したとおり入札9者指名いたしまして、 応札が6者でございました。結果的に64.いくらという落札率ということで金額が下がっ ていると、こちらでは解釈してございます。
- ○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。 これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第76号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は原案のとおり可 決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって令和2年第1回八峰町議会臨時会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

午前10時40分 閉 会

署名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

 八峰町議会議長
 門 脇 直 樹

 同 署名議員 6番 芹 田 正 嗣

 同 署名議員 7番 見 上 政 子

同 署名議員 8番 菊 地 薫